

会議録（公開用）

附属機関又は 会議体の名称		第7回 豊島区景観審議会
事務局（担当課）		都市整備部 都市計画課
開催日時		平成30年5月21日（月） 午後5時00分～6時30分
開催場所		第2委員会室（本庁舎9階）
会議次第		1. 開会 2. 議事 報告1 東京都景観計画の変更（素案）に関する意見について 報告2 平成29年度景観まちづくりの報告 報告3 平成30年度景観まちづくりについて（案） 3. 閉会
公開の 可否	会議	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
	会議録	<input checked="" type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 一部非公開 非公開・一部非公開の場合は、その理由
出席者	委員	（学識経験者） 後藤 春彦（早稲田大学大学院創造理工学研究科教授）・篠沢 健太（工学院大学建築学部まちづくり学科教授）・村木 美貴（千葉大学大学院工学研究科教授）・荒井 歩（東京農業大学地域環境科学部造園科学科准教授）・加藤 幸枝（有限会社クリマ取締役） （関係団体） 足立 勲（豊島区商店街連合会会長）・石坂 美穂（豊島区観光協会監事）・小山 清弘（東京都建築士事務所協会豊島支部副支部長）・川野 恵可（公益財団法人東京屋外広告協会理事） （区議会議員） 芳賀 竜朗・西山 陽介・垣内 信行・村上 典子・星京子・小林 弘明 （区 民） 佐野 佐知子・西澤 利夫
	幹事	都市整備部長・土木担当部長
	事務局	事務局・都市計画課都市計画グループ
欠席者	委員	志村 秀明（芝浦工業大学工学部建築学科教授）・佐藤 清（豊島区町会連合会副会長）
	幹事	地域まちづくり担当部長
傍聴人数		0名

審議経過

1. 開会

(事務局)

- ・定刻となりましたので、第7回豊島区景観審議会を開催します。
- ・本審議会は、委員の皆様の新任期の初回となる。委員の任期は、豊島区景観条例第28条第2項に基づき、2年後の平成32年3月31日までである。豊島区景観条例及び豊島区景観条例施行規則は机上に配布している。
- ・今期より委員に就任いただく新任の委員をご紹介します。千葉大学大学院工学研究科教授の村木美貴様、有限会社クリマ取締役の加藤幸枝様、豊島区観光協会監事の石坂美穂様、公益財団法人東京屋外広告協会理事の川野恵可様、公募区民委員の佐野佐知子様、西澤利夫様の6名の方々にご就任いただく。その他の委員は前期に引き続きご就任いただく。
- ・委員の方々の自己紹介をお願いします。

(委員)

- ・これまで景観審議会の会長を務めさせていただいている。豊島区以外では、新宿区、調布市の景観審議会の会長を務めている。それぞれの区、市により、審議会の雰囲気も違っている。豊島区は、委員の方々から非常に活発にご意見いただき、時間をかけて議論が行なわれている印象である。
- ・今期もよろしくお祈いします。

(委員)

- ・工学院大学まちづくり学科の篠沢です。豊島区景観審議会の委員となってからまだ日が浅く、いろいろと区のことを勉強させていただきながら、他の区、市で学んだことを活かして、委員を務めていきたい。よろしくお祈いします。

(委員)

- ・東京農業大学造園科学科の荒井です。造園を専門としているが、大学では景観を教えている。よろしくお祈いします。

(委員)

- ・豊島区商店街連合会の会長と豊島ケーブルテレビの会長を務めている足立です。

(委員)

- ・東京都建築士事務所協会から出席している小山です。建築士としての代表となります。

(委員)

- ・豊島区区議会議員の小林です。区民の方々からいろいろな声を聞き、専門の方々のアドバイスをいただき、それをしっかりと区民の方々に伝えられるよう努力する。豊島区景観審議会では、いろいろな意見を聞いて、私も一緒に学んでいきたい。よろしくお祈いします。

(委員)

- ・都民ファーストの会の星です。よろしくお祈いします。

(委員)

- ・民主ネット豊島区議団生活者ネットワークの村上です。西の方に住んでいます。よろしくお祈いします。

(委員)

- ・日本共産党の垣内です。住まいはトキワ荘のそばです。よろしくお祈いします。

(西山委員)

- ・公明党の西山です。電車が好きで、よく池袋大橋の近くに佇み電車を眺めています。よろしくお祈いします。

(委員)

- ・自民党豊島区議団の芳賀です。西山委員の家の並びに住んでいます。よろしくお祈いし

ます。

(事務局)

- ・豊島区職員の紹介を行う。本日の出席者は高野区長、奥島都市整備部長、宮川土木担当部長、石井公園緑地課長である。
- ・また事務局として、私、都市計画課長の活田と後ろに職員が控えている。よろしく願います。
- ・委嘱状の交付を行う。委員を代表して、後藤委員に高野区長より交付する。

(高野区長)

委嘱状の交付

(事務局)

- ・その他の委員の方々の委嘱状は机上に配布させていただいている。
- ・高野区長よりごあいさつをお願いする。

(高野区長)

- ・景観審議会委員の皆様におかれましては、大変忙しい中ご出席いただきありがとうございます。先ほど、本審議会の新任の委員の6名の方のご紹介があり、その他の委員の方々には前期に引き続きご就任いただいている。お忙しい中であるが、任期の2年間に渡って、豊島区景観審議会をよろしく願いたい。
- ・新任の委員には女性の方によく参加いただいている。現在、豊島区の審議会では、委員の30%以上が女性の方となっている。委員の半数以上が女性の審議会も存在する。
- ・豊島区の最近のまちづくりについて、お話したい。豊島区は、平成17年に文化創造都市宣言を行い、平成27年には、将来の豊島区のまちの姿として国際アートカルチャー都市構想を打ち立てており、文化によるまちづくりを進めている。
- ・平成26年に、日本創生会議より23区内唯一の消滅可能性都市と指摘されてから4年が経った。このピンチをチャンスに変え、思い切った政策転換していくという方針の下、女性に優しいまちづくり、地方との共生、高齢者社会への対応に向けた取組み、と進めてきた。また、明確な都市像をつくりあげることから、国際アートカルチャー都市構想を打ち立て、まさに日本の推進役になるまちづくりを進めていこうとしている。
- ・特に女性に優しいまちづくりとしては、2年連続で待機児童0人を達成している。また、小学校全校で放課後対策として、児童を夜19時まで校内で預かる「子どもスキップ」の政策を展開している。今では、豊島区は子育てしやすいまちランキングで全国1位となっている。
- ・さらに、人口も29万人の大台まで残り僅かであり、今月中には29万人に到達する見込みと予想されている。消滅可能性都市とされてから4年間で、1万6千の人口が増加している。豊島区は日本一の高密度都市であり、住みたいまちとしても常に上位にランクインしている。
- ・まちづくりも徐々に形が見えてきている。豊島区が進めてきた文化都市に向けて、国家的プロジェクトである2019年東アジア文化都市の国内候補都市に文化庁より指名いただき、来年、日本を代表する文化都市として、中国、韓国のそれぞれを代表する文化都市との文化交流により、世界に向けて文化を広げていこうとする取組みが豊島区で開催されることとなった。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向けては、旧庁舎、公会堂、区民センター跡地の再開発エリアをハレザ池袋と命名し、工事を進められている。ハレザ池袋は8つの劇場を含み、国際アートカルチャー都市の拠点として位置づけられる。新ホールはすでに外観も出来上がってきており、来年の東アジア文化都市の閉会式に使用される予定である。ハレザ池袋全体も2020年3月の完成に向けて建築を進めている。

- ・今までの公園のイメージを一新する芝生を中心とした南池袋公園も評判となっている。昨日、池袋西口でのジャズフェスティバルの開催や、池袋駅周辺の4つの公園を回遊する電気バスの試乗会があり、南池袋公園にも立ち寄ったが、芝生が見えないくらいの人が集まっていた。グリーン大通りでもマルシェが開催されており、まちの雰囲気がガラッと変わったような気がしている。南池袋公園、区内最大規模の公園の改修が予定される造幣局地区、ハレザ池袋前の公園、今年度改修と来年11月の完成が予定される、池袋西口の東京芸術劇場の横に位置する、フルオーケストラクラシックの開催が可能な野外劇場、これら池袋周辺の4つの公園により、まちの姿が大きく変わろうとしている。
- ・また、池袋だけでなく、南長崎ではときわ荘の復元が進められており、大塚や巣鴨でも様々なまちづくりが進められている。このように、豊島区全体が大きく変わろうとしている。そのような変化を捉え、地域の特性を活かした個性ある美しい景観の形成を目指し、平成28年に豊島区景観計画を策定し、同時に池袋東口駅前広場・グリーン大通り沿道地区を景観形成特別地区に指定した。豊島区が変わろうとしているチャンスを捉え、景観を中心にしながら、良いまちづくり、注目されるようなまちづくりを進めていきたい。景観審議会委員の皆様には、豊島区が最も変わろうとしている2019年、2020年の、豊島区の景観まちづくりをしっかりとコントロールしていただくことを期待する。
- ・様々な意見をいただき、より良いまちづくりが進むことを期待し、ごあいさつとさせていただきます。

(事務局)

- ・本日は志村委員、佐藤委員より欠席の連絡を頂いている。委員の半数以上が出席し、豊島区景観条例施行規則第35条第2項に規定する定足数を満たしている。
- ・次に、審議会の会長と副会長の選任を行なう。豊島区景観条例施行規則第34条第2項の規定に基づき審議会の委員の互選により選出することとする。会長の選出について委員の方々から意見はあるか。

(委員)

- ・事務局に一任する。

(事務局)

- ・他に意見はあるか。その他の意見がなかったため、事務局の一任とする。前回に引き続き後藤委員にお願いしたいと考えるが、いかがか。

(委員一同)

拍手

(事務局)

- ・それでは、後藤委員にお願いする。後藤委員、よろしいでしょうか。

(委員)

- ・承る。よろしく申し上げます。
- ・豊島区景観審議会は議論が活発であり、私自身も勉強になると感じている。これは、前任者の進士五十八前会長のキャラクターが審議会の性格に反映されているように思う。私も進士流の進め方を続けていきたい。今回新しく参加される委員の方々にも、それぞれ胸襟を開いてご意見をいただきたいと思う。ここで、様々なディスカッションができることが豊島区の景観づくりに繋がっていくと考える。以前に増して、活発な議論がいただけるよう進めていきたいと思う。
- ・先ほどの区長のご挨拶にもあったように、近年池袋を中心に、豊島区が大きく様変わりしている。南池袋公園では、私の研究室の学生だった者が結婚式を行なっており、そのような使い方を公園でもできるようになっている。都市空間の屋外の結婚式は、大変良い公園の使われ方だと思う。公園の使われ方も従来と大きく変わっている。平等公平が

前面に出て、いろいろな利用に制約を課してきたことや、建物と公園の関係も、これまでは公園内に建物を建てるのが許されなかったが、そのような垣根が徐々に低くなり、いろいろな使われ方ができるようになっている。それが、まちづくりの表現として景観が立ち上がってくる関係にも繋がっていると思う。

- ・景観とはつくるだけのものではなく、日々の暮らしや生活の営みがそこに現れるものである。人々の活動や幸せが重要になってくると思う。
- ・昨日、是枝監督がカンヌ国際映画祭でパルムドールを受賞された。そこで、審査員がインビジブルピープル、見えない人々を映画によって可視化したと評価しており、大変良いことだと思った。社会的に孤立した方々への対応も重要であり、それもまちの景観となって現れてくると思う。特に社会的に弱い方の歴史や記憶などは書物になったり、まちの公園の銅像になったりするのではなく、景観の中に刻まれているのだと、著書「パワー・オブ・プレイス」の中でドロレス・ハイデンは主張しているが、社会的弱者を救済していくことも我々の仕事ではないかと思う。社会的孤立を取り除いていく、インクルーシブなまちづくりも景観まちづくりの重要な仕事の1つだと思っている。今、池袋は輝きを増しているが、まだまだ影の部分もあるかもしれない。光の当たっている部分だけでなく、そうした影の部分にもきちんと目を向けて、可視化していかなければならないと感じている。可視化していくということは、当然、景観の表現にも繋がっていくものとする。
- ・ぜひ、審議会の進行にご協力いただければと思う。

(事務局)

- ・ここで、高野区長は他の公務により退席いただく。
- ・以降の審議会の議事進行は後藤会長にお願いする。

(会長)

- ・副会長の選出を行う。委員の方々から意見はあるか。

(委員)

- ・事務局に一任する。

(会長)

- ・事務局に一任との意見だが、事務局の考えはあるか。

(事務局)

- ・前回に引き続き志村委員にお願いしたいと考える。
- ・志村委員より、会長、副会長の選出の結果については一任いただけると伺っている。

(会長)

- ・それでは、志村委員に副会長をお願いしたいと考えるが、よろしいでしょうか。

(委員一同)

拍手

(会長)

- ・引き続き、デザイン検討部会の委員の選出を行なう。部会の委員は、豊島区景観条例施行規則第36条第1項に基づき、審議会の会長が指名することとなっている。部会委員には、私を含めた審議会の学識委員6名を指名し、これまでと引き続き、部会長は志村委員、副部会長は私が務めることとしたい。よろしいでしょうか。

(委員一同)

拍手

(会長)

- ・ それでは、本日の議事日程に従って進行する。本日の議事及び配布資料について、事務局より説明をお願いします。

(事務局)

配布資料、議事の説明

(会長)

- ・ 本日の傍聴希望について、事務局より報告をお願いします。

(事務局)

- ・ 本日、傍聴希望者はありません。

(会長)

- ・ それでは、議事に入る。

2. 議事

報告 1 東京都景観計画の変更（素案）に関する意見について

(事務局)

資料第 1 号、第 2 号、第 3 号、参考資料第 1 号、第 2 号の説明

(会長)

- ・ 報告 1 について、質問や意見はあるか。

(委員)

- ・ 主な商店街について、これから内容を追加することは可能なのか。

(事務局)

- ・ 東京都には 5 月 7 日に豊島区の意見を回答しており、本審議会でもいただいた意見については東京都に伝える予定であるが、東京都の審議会の日程も詰まっており、反映できないことも考えられる。

(会長)

- ・ 追加すべきと考える商店街はどこか。

(委員)

- ・ 大塚が抜けているのはおかしい。

(委員)

- ・ 参考資料第 2 号の P14 では、豊島区の名な商店街として東長崎しか記載がないことが、そもそもおかしいと思う。なぜ主な商店街の代表として東長崎が挙げられていたのか。

(事務局)

- ・ 東京都景観計画の大きな改正点は新たな地域区分であり、豊島区は概ね環状 6 号線の内側がセンター・コア再生ゾーン、外側は都市環境再生ゾーンに位置づけられていたのが、概ね環状 7 号線の内側の区域として中枢広域拠点域に位置づけられることとなった。以前の地域区分では、都市環境再生ゾーンには商業拠点の規定があり、そこに東長崎が位置づけられていたが、センター・コア再生ゾーンには商業拠点の規定がなかったため、今回の改定によって、1つのエリアにまとめられた際に、新たにエリアに加わった地域の商店街が抜け落ちたものと考えられる。

(委員)

- ・ 主な商店街は改定前、何と記載されていたのか。

(事務局)

- ・ 商業拠点として記載されていた。

(委員)

- ・以前の計画に書いてあったからといって見直さないのはおかしい。豊島区の拠点となる地域は記載するべきと思う。

(委員)

- ・東京都から豊島区に対して、非常にタイトなスケジュールで変更箇所に関する意見聴取があり、区としてもスケジュールに対して意見したのだと思う。しかし、本審議会で報告があっても、反映は難しいとの考えが冒頭で示された。東京都民の皆様が出来上がった計画を見て、書かれた内容を豊島区の主な商店街として認知する中で、そこに豊島区の思いが入っていないのはおかしいと思う。改定の進め方について、豊島区がこの意見を出すに至ったプロセスもきちんと説明いただくべきと思う。

(事務局)

- ・変更箇所に対する意見として事務局でたたき台を作成し、本審議会の事前説明のタイミングで学識の先生方に意見を伺い、それを取りまとめた結果を提出した。

(会長)

- ・東京都がタイトなスケジュールで意見照会を行ったことは問題だと思う。豊島区では、示された期限を延ばして、学識経験者に意見を求め、それを集約した意見を提出しており、そのプロセスは良いと思う。しかし、学識経験者からは商店街などの地域の現場感覚に基づいた意見は出難く、夜間景観等の内容に関する意見が主だったものになったのだと思う。補完性の原理からも、地域の情報については基礎自治体の方が東京都よりも先んじて進めているべきで、豊島区の景観計画に記載のあるものが基となり、東京都の景観計画ができあがるのだと思う。

(委員)

- ・これまで審議会で積み重ねてきた意見が活かされていないと感じる。例えば、参考資料第2号のP13に主な特徴ある街並みとして、豊島区はグリーン大通り周辺を追加する意見を出している。しかし、審議会で多く議論してきたのは雑司が谷の大門ケヤキ並木沿道や鬼子母神周辺についてである。それについて一言も記載がないのはおかしいと思う。
- ・また、P12にある主な近代建築についても、立教大学について豊島区景観審議会の中で議論した記憶はない。豊島区の景観計画と整合が図れていない東京都の景観計画は問題だと思う。

(会長)

- ・本来であれば、豊島区の景観計画との整合が図られているべきだが、その辺りのコミュニケーションが取れていない。

(委員)

- ・東京都の都市づくりビジョンが都市づくりのグランドデザインに改定された際にも、議会に対して後から報告があった。これについても、タイトなスケジュールでの意見照会となり、議員からも意見があったが、区から議員への意見照会の時間は取られず、豊島区が回答を行なった経緯がある。このような東京都の進め方には問題があると思う。
- ・今回、東京都の景観計画が変更されることで、豊島区景観計画、及び豊島区の景観行政にどのような影響があるのか説明していただきたい。

(事務局)

- ・基礎自治体として豊島区で景観計画を策定しており、東京都の景観計画に記載がないことで不利益を受ける直接の因果関係はないものとする。

(都市整備部長)

- ・補足をする、豊島区は景観法に基づき景観行政団体となっている。同法では、都道府県、政令指定都市などが景観行政団体と定められており、23区では東京都が景観行政団体であった。豊島区では、東京都景観計画を踏まえ、東京都と協議の上で平成28年に豊島区独自の景観計画を策定し、景観行政団体として認められることとなった。豊島区景

観計画が法に基づく景観計画であり、豊島区景観計画に基づき景観行政も展開されていく。

- ・東京都には、都内を包括する景観計画があり、都市開発諸制度に関わる大きな建築物に対する独自の景観ルールを持っている。それらの建築物等については豊島区の景観計画とともに、東京都の定めるルールにも適合が必要となる。
- ・基本的には、豊島区の景観計画が優先されるが、大規模な建築物については都独自の景観ルールも適用されることになる。

(委員)

- ・東京都景観計画にも景観重要公共施設の規定があるが、豊島区景観計画の景観重要公共施設との関係はどうなっているのか。東京都の指定と重複して、豊島区も景観重要公共施設に指定しており、関係が分かり難い。文化財では国が指定した場合に、区などの地方自治体の指定が外されるが、両方が指定するのはどういった理由なのか。

(事務局)

- ・豊島区の景観計画が策定される以前に東京都によって指定されていたものについては、それを引き継ぎ豊島区景観計画内でも指定している。区内の景観に関するものについては、豊島区の景観計画で定めていくスタンスを持っている。

(委員)

- ・そのような事例は神田川のみなのか。

(事務局)

- ・神田川については、東京都景観計画においては神田川を景観重要公共施設である景観重要河川との位置づけをし、豊島区においては、沿川も含めて景観形成特別地区に指定している。

(委員)

- ・東京都と豊島区両方で指定することで問題はないという理解で良いか。

(事務局)

- ・デメリットはないと考える。

(委員)

- ・結果として地域住民のことは置き去りなのか。

(事務局)

- ・地域の景観形成については豊島区が基礎自治体として、いろいろな規定を定めていくものである。

(委員)

- ・東京都の景観計画に記載されることによるメリット、デメリットはあるのか。例えば、主な商店街として大塚が含まれていないことが指摘されたが、大塚が記載されないことで、記載された地域が受けるメリットが大塚にはない、あるいは記載されないことで規制の緩和が適用されないなどの問題は生じるのか。

(事務局)

- ・今回記載が不十分と指摘された内容は事例の紹介の部分であり、今後の施策に関する重要な規定について地域の漏れがあったものではない。

(委員)

- ・豊島区の景観形成については、豊島区が主体となって豊島区景観審議会でも議論を進めているものであり、東京都の景観計画の変更によってその方針が変わるものではないとご説明いただいた。その上で、東京都が豊島区の景観計画に記載される方針などと十分に整合の図れていない計画をつくった場合に、不利益が生じなければ良いと思うが、それについての説明が不十分であり、住民の方への説明もし難いのではないかと。事例を載せたかどうかではなく、環状7号線の内側を中枢広域拠点域とする区域に豊島区全域が含まれることになり、その中で区内には生活拠点がもっとあるとなれば、東京都の計画

における区域自体の説明も必要になるのかもしれない。

(事務局)

- ・東京都の景観計画への記載の有無による影響はないと考えているが、本審議会での意見を踏まえ東京都と協議していきたい。

(委員)

- ・本来であれば上位計画に各地域の情報を細かく記載するのは適切ではなく、基礎自治体がそれぞれの計画内で記載すべきものだと思う。私自身は東京都の都市づくりのグランドデザインの策定における協議に参加しており、ゾーンの区域を変更した経緯についても承知している。東京都は都全域を大枠で捉えて区域を設定しており、そこでは区界は意識されていない。
- ・東京都景観計画の変更案の内容を見ると、各地域について細かく書かれているため、各区から「ここが抜けている」などの意見がたくさん出るのではないかと思う。
- ・指摘のあった主な商店街などの記載内容については、それが単なる事例なのか、記載されることによってメリットやデメリットがあるのかどうかを明らかにしてほしいと豊島区景観審議会から意見があったとして東京都に問い合わせると良いと思う。

(事務局)

- ・問い合わせた結果について、審議会でご報告する。

(会長)

- ・只今の議論を東京都に届けていただくようお願いする。

報告 2 平成 29 年度景観まちづくりの報告

(事務局)

資料第 1 号の説明

(委員)

- ・報告 2 について、質問や意見はあるか。特に質問、意見はないということによろしいか。

報告 3 平成 30 年度景観まちづくりの報告

(事務局)

資料第 1 号の説明

(委員)

- ・報告 3 について、質問や意見はあるか。

(委員)

- ・例えばトキワ荘に関して、豊島区がなぜ漫画の聖地となっているのか知らない子どもが多い。景観百選の募集について、歴史的な文脈から選定する部分もあると思うが、豊島区の子どものたちが豊島区の何に魅力を感じているのかも意見を求めると良いと思う。子どもたちへの意見聴取の取り組みを通じて、子どもたちが豊島区の歴史などに触れる機会づくりができると良いと思う。このような意見募集はなかなか数が集まらないと思うが、景観などに関心のある子どももいると思うので、区内の小中学校に意見を求める工程も取り入れてみてはどうか。

(事務局)

- ・景観教育の推進、景観百選に子どもたちの意見を踏まえることは重要と考える。教育委

員会と連携して取り組んでいきたい。

(会長)

- ・本当に実現すると良いと思う。教育委員会と連携した取り組みは行なえそうなのか。

(事務局)

- ・景観教育は重要性を増しており、教育委員会との連携について検討を行なっているところである。景観に関する講座と合わせてアンケートを行うなど、今年度中に何らかのアクションを行いたいと思う。

(委員)

- ・ガイドライン公共施設編の策定とあるが、ガイドラインを使ってどのような景観を目指していくことを想定しているのか。例えば公園のトイレのラッピング、道路や橋梁のラッピングを進めていくようなイメージなのか。

(事務局)

- ・ラッピングなどの奇抜なものを進めるものではなく、公共施設について色彩などの考え方がないため、それらを整理することがガイドライン策定の目的である。公共施設においても周辺の街並みと調和していく必要があると考えている。

(委員)

- ・ガイドラインの対象は、既存の施設と新規の施設のどちらを考えているのか。公共施設には学校なども含まれるのか。

(事務局)

- ・既存の施設については、改修等が行なわれる際には、ガイドラインを踏まえた整備が求められるが、ガイドラインに適合するために施設の改修・改築を指導することはできないと考える。基本的には新築や改築される施設を対象としている。学校も区の施設なので対象となる。

(委員)

- ・公共施設のガイドラインをつくるのは悪いことではない。しかし、一番大切なのは、縦割りの仕事に対して横串を刺すような、調整機能を持った組織を庁内につくることである。ガイドラインをつくる上で庁内のプロジェクトチームを組織するのは非常に良いことと思うが、プロジェクトチームは、ガイドラインをつくって解散するのではなく、公共施設をつくる際に必ず調整を行うような組織に繋がる芽だしとなって欲しいと思う。ガイドラインをつくって終わりではなく、各課から人が集まる調整会議が継続していくよう、その使い方を共有していけるような体制をガイドライン策定のプロセスの中でデザインして欲しいと思う。

(事務局)

- ・ガイドラインの協議の中から、継続した組織づくりを考えていきたい。

(委員)

- ・景観まちづくり講演会が予定されているが、池袋駅周辺で都市再生特別措置法により大規模建物の開発が進められている中で、これらの大規模建物に対して、景観法の中で豊島区独自の景観誘導の指針を示すことを考えているのか。

(事務局)

- ・豊島区景観審議会の下部組織としてのデザイン検討部会とは別に、池袋駅周辺の開発検討委員会の中で景観部会を設けている。その景観部会での議論を踏まえ、再開発地区の景観について総合的にコントロールを行なっている。個別にガイドラインをつくるものではない。

(委員)

- ・ハレザ池袋、西武池袋駅、東京ガス跡地の大型商業施設等を含めて、大規模建物の景観はこれからの池袋において重要な位置づけになっていくと思うので、ガイドラインとして指針を示していただきたいと思う。

(事務局)

- ・大規模建物に対しては、外装だけでなく、建物の形状そのものからコントロールが必要であり、開発側からの内部的調整が必要な事項と考えている。

(委員)

- ・大規模開発に伴う大規模建物のガイドラインを示すことよりも、そこでどのような議論がされているのかを適宜公開していくことがより重要なのではないかと思う。ガイドラインはこれからの開発の整備に対するマニュアル、あるいは着眼点を示すものであるのに対して、現在進行している池袋駅周辺のプロジェクトは、特区的に独自で組織を立ち上げ、景観の議論も行なっている。マニュアルをつくるようなガイドラインではなく、その地区独自の大規模建築物に対する考え方が示される方が良いのではないか。
- ・今年度検討する公共施設のガイドラインは、区内全域の公共施設に対して、新築、改築する際にポイントとして欲しいもの事を示すものであり、単純に同じものをつくるのではなく、目的に応じてガイドラインで示す事柄も変わってくると思う。

(事務局)

- ・公共施設、池袋駅周辺の大規模建物についてはそれぞれガイドラインの示し方も異なると考える。一度整理した考え方を報告する。

(委員)

- ・景観百選について、子育て世帯が増えている中で、お母さん方からも意見を聞いた方が良いと思う。子育て世代の方々が豊島区の景観についてどのように感じているのかを汲んで、先へと進めていくと良いと思う。

(事務局)

- ・豊島区には保育園や幼稚園を所管している部署もあるので、その部署とも連携の上、情報共有を図っていきたい。

(会長)

- ・別の市の景観計画事例では、小学校区単位に景観要素を調べ、小学校の教育にも活用してもらえるよう、社会科の先生方と一緒に取り組んでいる。小学校の先生方は小学校区内の景観要素について詳しくなく、景観に関する教材づくりは大変喜ばれている。そのように win-win の関係になれると思うので、ぜひ区内の学校との連携に取り組んでいただきたいと思う。そこに子育て世代の目線も加わると良いと思う。
- ・他に意見がないようなので、議事は以上とする。
- ・事務局から何か連絡事項はあるか。

(事務局)

- ・次回の景観審議会は 12 月中旬を予定している。詳細が決まり次第ご連絡する。

以上